

令和 6 年 3 月 29 日
更新：令和 6 年 5 月 24 日
農林水産省 経営局
協同組織課・金融調整課

農業協同組合等による往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制の規定について

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該期間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

つきましては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）及びその関係法令の規定に基づく往訪閲覧・縦覧規制及び書面掲示規制について、下記のとおりとしますので、組合及び農事組合法人並びにその他関係機関におかれましては、御了解の上、適切な運用に努められますようお願い申し上げます。

記

1. 別表に掲げる往訪閲覧・縦覧規制の規定については、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、閲覧者の利便性の向上の観点から、ウェブサイトでの掲載を含め可能な限りデジタル手段を利用することを基本とする。
2. 別表に掲げる書面掲示規制の規定については、電子公告を利用することが可能な場合においては、電子公告により行うことを基本とする。

以上

(別表)

法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型
農業協同組合法	第 54 条の 3	信用事業又は共済事業を行 う組合による業務及び財産 の状況に関する説明書類の 縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農業協同組合法	第 92 条の 8 におい て準用する銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 52 条の 76	指定信用事業等紛争解決機 関による加入信用事業関係 業者の名簿の縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農業協同組合法	第 92 条の 9 第 1 項 において準用する 保険業法(平成 7 年 法律第 105 号) 第 308 条の 16	指定共済事業等紛争解決機 関による加入組合の名簿の 縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農業協同組合法	第 97 条の 4 第 1 項	組合及び農事組合法人にお ける公告の方法	書 面 掲 示 規制
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関 する命令(平成 5 年 大蔵省・農林水産省 令第 1 号)	第 57 条の 26 第 1 項	所属組合の説明資料の縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関 する命令	第 57 条の 31 の 25	認定特定信用事業電子決済 等代行事業者協会員名簿の 縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農業協同組合法施 行規則(平成 17 年 農林水産省令第 27 号)	第 206 号第 1 項	信用事業又は共済事業を行 う組合による業務及び財産 の状況に関する説明書類の 縦覧	往訪閲覧・ 縦覧規制
農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用 事業の再編及び強	第 11 条第 3 項第 39 号	業務代理組合に係る書類の 閲覧	往訪閲覧

化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）			
--------------------------------	--	--	--